

第 2 部

農業・農村の振興に関して講じた施策

I 施策の基本方針と施策の重点

第1 施策の基本方針

本道の農業・農村は、豊かな自然と広大な土地資源を活かしながら、それぞれの地域で多様な経営が展開されており、我が国最大の食料供給地域として、安全・安心で良質な食料を安定的に生産・供給するとともに、食品産業や観光業など幅広い関連産業と結び付き、地域経済の発展や雇用の確保に大きな役割を果たしています。さらには、多面的機能の発揮を通じて生活に豊かさや潤いをもたらすなど、道民の貴重な財産となっています。

一方、農業従事者の減少や高齢化の進行をはじめ、労働力不足、CPTPP等によるグローバル化の進展、激甚化し頻発する自然災害や家畜の海外悪性伝染病の侵入のリスクの高まり、さらにはコロナ禍における食料需給やウクライナ侵攻を背景とした飼料や肥料の高騰など、様々な課題や産業・社会の大きな構造変化に直面しています。

このため、道では、これらの情勢変化や課題に的確に対応するとともに、次世代の農業者をはじめ、多様な担い手と人材が活躍し、北海道の潜在力をフルに発揮することで、国民全体の食、道民生活や地域経済を支える力強く魅力ある農業・農村の確立に向けて、令和3年（2021年）3月に「第6期北海道農業・農村振興推進計画」を策定したところです。

令和5年度（2023年度）においては、ほ場の大区画化など農業生産基盤の整備促進、農業改良普及センターの相談窓口等を活用したスマート農業の推進、米粉の利用拡大、産地パワーアップ計画や畜産クラスター計画に基づく施設等の整備、麦・大豆の生産性向上、酪農経営の体質強化に向けた牛群改良の加速化、温室効果ガスの排出を削減した農産物の需要拡大、北海道米や日本酒、小麦、和牛等の需要拡大、海外の内食需要等のニーズ変化に対応した輸出促進、地域ぐるみで取り組む6次産業化や農山漁村発イノベーションの推進、多様な担い手の育成・確保、企業の農業参入と定着の推進、外国人材を含めた多様な雇用人材の受入推進、食育や地産地消など愛食運動の総合的な推進、農村ツーリズムの受入体制の強化、農業・農村に対する道民理解を深めるコンセンサスづくりなど、各般の施策に取り組みました。

また、「第6期北海道農業・農村振興推進計画」で位置付けた、振興局等を基本とした12地域の農業・農村の「めざす姿」の実現に向けた取組を推進しました。

第2 施策の重点

1 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

- ・ 持続可能な本道農業の確立のため、スマート農業技術の導入を容易とする農地の大区画化など、農業者が必要な農業生産基盤の整備に積極的に取り組めるよう、道と市町村が連携し農家負担を軽減しました。
- ・ 地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向けた取組を支援しました。
- ・ 中間管理機構による農地の集約化などを加速するため、機構の事業運営を補助し、遊休農地の解消などの取組を支援しました。
- ・ スマート農業を推進するため、営農技術体系の検討・検証への支援や、ICT等を活用した牧草の生産技術の普及推進、普及指導員等の指導力強化などを図りました。
- ・ 輸入小麦からの代替が期待されている米粉の利用拡大を図るため、消費者向けの「米粉料理教室」や、実需者向けの「北海道米粉未来フォーラム」を開催しました。
- ・ 麦・大豆の需要を捉えた生産拡大と安定供給の実現に向け、営農技術の新規導入や機械導入など、生産性の向上を図る取組をソフト・ハードの両面から支援しました。
- ・ 地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が高性能な機械施設の導入や栽培体系の転換を図る取組などを総合的に支援しました。
- ・ 畜産経営の収益力の向上や飼料生産組織の経営高度化、畜産環境問題への対応など、畜産クラスター計画に基づく地域の中心的な経営体等が行う施設整備等を支援しました。
- ・ 酪農の経営体質強化や生産基盤の充実を図るため、ゲノミック評価技術を活用した乳牛改良の加速化を推進しました。
- ・ 「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献しながら、将来にわたって、安全・安心で良質な食料を安定的に生産・供給するため、「みどりの食料システム戦略」を推進する道の体制を整備するとともに、有機農業への転換や産地づくりの取組を支援しました。
- ・ 本道農産物の生産から流通・消費に至る各段階において、J-クレジットの認証取組に向けた地域説明会の開催や温室効果ガスの排出を削減して生産した農産物の需要拡大などに取り組みました。
- ・ GHGを抑制する飼料に係る調査など、環境負荷軽減を推進しました。
- ・ 高温に起因すると見込まれる生育不良が見られたことから、「地球温暖化に対する技術開発・普及に関する検討会」を開催しました。

2 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立

- ・ 近年、道内で栽培が拡大し、今後新たな戦略作物となる可能性を有する「新顔作物」の需要拡大を図るため、商談会や催事でのPRのほか、道内飲食店で特別メニューを提供するフェアの開催など、認知度の向上に取り組みました。
- ・ 道産日本酒の国内外への販売を拡大するため、品種開発の加速化や「一北海道米でつくる一日本酒アワード2023」の実施など、北海道らしい日本酒を造るための酒米の安定生産や品質向上、道産日本酒のブランド力強化に向けた取組を推進しました。

- ・ 北海道和牛の競争力強化とブランド化を図るため、道内統一のブランド化や北海道独自の種雄牛の作出に取り組みました。
- ・ 「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」（平成30年12月策定）に基づき、道産農畜産物の輸出拡大を促進するため、生産の安定化や輸出体制の強化への支援、北海道ブランドの浸透や市場開拓など、総合的な取組を実施しました。
- ・ 高品質な畜産物の輸出拡大を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる食肉処理施設の整備などを支援しました。
- ・ 北海道6次産業化サポートセンターを設置・運営し、6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援するとともに、多様な地域資源を活用した新商品の開発などの取組を支援しました。

3 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

- ・ 農業への参入を検討する企業に対し、「農業経営・企業連携サポート室」において、農業参入ハンドブック等の資料を活用した相談対応や地域とのマッチングを実施するとともに、参入企業の紹介動画や事例集を作成し、道のホームページでの公開や経済団体と連携したPRを実施しました。
- ・ 次代の本道農業を担う新規参入者などの多様な担い手の育成・確保を図るため、就農を後押しする資金の交付や研修教育、新規就農フェアの開催など、きめ細かな担い手対策を総合的に実施しました。
- ・ 農業における雇用人材の確保と雇用者の定着による地域活性化に向け、求職者と雇用先となる農業法人とのマッチングのコーディネートなどに取り組みました。
- ・ 就農に向けた研修資金の交付、就農直後の経営確立に資する資金の交付や機械・施設等導入への支援、農業研修や就農相談体制の充実を図る取組を支援しました。
- ・ 農業経営の法人化や経営継承などの経営課題の解決を支援するため、農業経営に関する相談体制を整備し、農業者等からの各種相談に対応するとともに、専門家派遣等を通じ、指導・助言を行いました。

4 道民の理解に支えられる農業・農村の確立

- ・ 道民運動として食育を推進するため、「第4次北海道食育推進計画」に基づき、地域のネットワークを強化するとともに、「どさんこ愛食食べきり運動」を全道的に展開し、食品ロスの削減に取り組みました。
- ・ 農業・農村が果たしている役割などに対する道民の理解を促進するため、農業者等が行う取組や農業・農村ふれあいネットワークが展開するコンセンサスづくりの活動を支援しました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症のまん延により来訪者が減少するなどの影響を受ける農村ツーリズムの受入団体への情報提供や受入農業者等への意欲向上を図るための研修会を開催するなど、受入体制の強化に取り組みました。

Ⅱ 農業・農村の振興に関して講じた施策

第1 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

1 生産基盤の強化

頻発する自然災害や病虫害、家畜疾病等農業の持続性を脅かすリスクへの対応を強化し、農地等の農業資源や農業技術を最大限活用して収量の向上を図るなど、持続可能で生産性の高い農業を展開するため、農業生産基盤の整備や優良農地の確保と適切な利用、戦略的な研究開発と普及・定着など生産基盤の強化を推進しました。

(1) 農業生産基盤の整備の推進

[農業の生産力・競争力強化に向けた農業生産基盤の整備]

- ・ 「北海道農業農村整備推進方針」（令和4年（2022年）3月改定）を踏まえ、スマート農業技術の導入を容易とする農地の大区画化や需要に応じた作物の生産拡大を図る農地の排水対策、高品質で安定した生産を支える畑地かんがい施設の整備、飼料自給率の向上に資する草地整備など、農業の生産力と競争力の強化に向けた整備を農業者が積極的に取り組めるよう農家負担の軽減にも配慮しながら、計画的かつ効果的に推進しました。

《水田における整備》

- ・ 地域農業の中核となる経営体を育成し、効率的・安定的な農業構造の確立を図るため、水田の大区画化や用排水施設、暗渠排水等の生産基盤の整備とともに、経営体の育成を一体的に行う「農地整備事業（経営体育成型）」（新規1地区、継続96地区）及び「農地整備事業（中山間地域型）」（新規8地区、継続30地区）を実施しました。
- ・ 担い手への農地の集積・集約化を加速させるため、機構が借り入れている農地について、農地の大区画化等の基盤整備を行う「農地中間管理機構関連農地整備事業」（新規1地区、継続5地区）を実施しました。

《畑地における整備》

- ・ 経営規模の拡大や生産性の向上による経営の安定化を図るため、排水改良による湿害対策や畑地かんがい施設の整備などを総合的に行うとともに、担い手の育成を行う「水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業）」（新規8地区、継続92地区）を実施しました。
- ・ 畑地かんがい技術の確立及び啓発普及を推進するため、国営かんがい排水事業の受益地内の地域等において、畑地かんがいモデルほ場を設置しました。

《草地における整備》

- ・ 草地整備などにより、既存草地の生産性の向上や大型機械体系に対応した効率的な草地への転換を行い、担い手を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るため、「草地畜産基盤整備事業（草地整備型〔道営草地整備事業〕）」（新規6地区、継続

19地区)を実施しました。

- ・ 草地整備と造成、併せて行う畜舎、飼料調製貯蔵施設等の整備により、担い手を主体とした畜産主産地の形成や再編整備を図るため、「草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型〔再編整備事業〕）」（新規10地区、継続23地区）を実施しました。
- ・ 牧場施設や周辺農家の草地を含めた飼料生産基盤の整備により、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立及び利用農家の経営の改善を図るため、「草地畜産基盤整備事業（草地整備型〔公共牧場整備事業〕）」（新規2地区、継続12地区）を実施しました。
- ・ 老朽化した家畜排せつ物処理施設の機能回復、長寿命化を図るため「畜産環境総合整備事業〔資源リサイクル事業〕」（継続1地区）を実施しました。

《中山間地域など地域の実態に即したきめ細やかな整備》

- ・ 農業の生産条件が不利な中山間地域等において、地域の特色ある農業の展開を基軸とした地域の活性化を図るため、農業生産基盤や農村生活環境基盤等を総合的に整備する「中山間地域農業農村総合整備事業」（新規1地区、継続4地区）を実施しました。

《農業用排水施設の整備》

- ・ 水利用の安定と合理化を図るため、基幹的農業用排水施設等の整備を行う「水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型）」（新規1地区、継続7地区）、「水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）」（継続12地区）、「水利施設等保全高度化事業（洪水調節機能強化型）」（新規1地区）及び「水利施設等整備事業（基幹水利施設整備型）」（継続1地区）を実施しました。
- ・ 農業用排水施設の省力化と併せて農地の集積を図るため、農業用排水施設と暗渠排水等の生産基盤の一体的な整備を行う「水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）」（新規2地区、継続9地区）を実施しました。

《農道の整備》

- ・ 農道の改良整備や既設農道の機能診断に基づく更新整備など、農産物の流通の合理化及び通作条件や農村環境の改善を図るため、「広域営農団地農道整備事業」（継続1地区）、「農地整備事業（通作条件整備）」（新規3地区、継続8地区）、「農村整備事業（農道・集落道整備）」（新規4地区、継続15地区）、「農道整備特別対策事業」（新規14地区）を実施しました。

《生産基盤整備の促進に向けた農家負担の軽減対策》

- ・ 農地の大区画化や排水対策など農業の生産力・競争力の強化に向けた整備や老朽化した農業水利施設の長寿命化対策などの農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策といった農業農村整備を一層促進していくため、農業者が必要とする生産基盤の整備に積極的に取り組めるよう、道と市町村が連携して農家負担を軽減する「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」を実施しました。

《地域の実情に応じた機動的な基盤整備》

- ・ 農地整備や農業水利施設の長寿命化に向けた取組を、地域の実情に応じて機動的に実施するため、市町村や土地改良区、農業協同組合等を実施主体とする「農地耕作条件改善事業」（新規38地区、継続30地区）、「畑作等促進整備事業」（新規2地区）

及び「農業水路等長寿命化・防災減災事業」（新規44地区、継続21地区）を実施しました。

《担い手への農地利用集積に向けた取組》

- ・ 農業生産基盤整備事業等の実施を契機として、土地利用に係る指導・調整などを行い、担い手及び地域の中心となる経営体への農用地の利用集積や集約化を促進し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、「農地整備事業（農業経営高度化支援事業）」（新規14地区、継続157地区）及び「水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）」（新規11地区、継続75地区）を実施しました。

《建設コストの縮減》

- ・ 暗渠管を用いず、疎水材のみで排水する補助暗渠等の整備や、河川の掘削土を客土材として有効利用したほか、コンクリート再生骨材の利用や砂利等の既設路盤材を活用するなど、建設副産物等の有効利用による建設コスト縮減の取組を実施しました。
- ・ 区画整理における反転均平工法や既設舗装材を破壊・混合し新たな路盤材として再利用する工法の採用のほか、用水施設の機能診断に基づく劣化状況に応じた整備などによるライフサイクルコスト縮減、コンクリート二次製品の活用による工期短縮など、あらゆる面からコスト縮減の取組などを実施しました。

《農地・施設保全整備情報の整備・活用》

- ・ 農地や農業水利施設等の整備履歴等を地図情報と一体的にGISデータとして蓄積する「農地・施設保全整備情報」の整備を進めるとともに、この情報をもとに、整備量の把握や地域が進める整備構想への支援のほか、農地の排水機能を診断し、排水不良要因に応じた既設暗渠の機能回復対策を行う「暗渠排水の保全管理」の取組を進めました。
- ・ 「集中管理孔を活用した地下かんがい」の取組を進めるため、整備済み農地のマップ化を行うとともに、情報共有基盤として用いるWebGISについて、操作研修を実施しました。
- ・ 酪農学園大学との連携協定に基づき、衛星データやUAV画像等を用いたリモートセンシング技術の活用検討を進め、職員自らがUAVを活用できるようにするための操作研修を実施しました。

[農業水利施設等の保全管理]

- ・ 農業水利施設等の適切な維持管理を推進するとともに、「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成27年（2015年）6月策定）を踏まえ、施設管理者が策定した個別施設計画に基づき、補修及び更新を段階的・継続的に行うなどの戦略的な保全管理を推進しました。

《農業水利施設の機能発揮に向けた取組》

- ・ 農業農村整備事業等により造成された農業水利施設の長寿命化を図るため、機能診断と個別施設計画の策定を実施し予防保全対策に取り組みました。
- ・ パイプラインからの漏水など、突発事故が発生した土地改良施設について、復旧工事等を迅速に実施し、営農等に支障が生ずることがないように、早期の機能回復を支援しました。

《農業水利施設の適正な管理》

- ・ 市町村が管理する大規模で公共・公益性の高い基幹水利施設の機能を適正に発揮させるため、その管理に係る経費を助成しました。
- ・ 雨竜川に造成された鷹泊ダムを国との管理委託協定に基づき良好に管理するため、維持管理、補修などに要する経費の一部を負担しました。
- ・ 農業水利施設の機能保持と耐用年数の確保を図るため、土地改良区等が実施する施設の定期的な整備補修などに必要な資金造成に要する経費の一部を助成しました。

《農業用ため池の管理及び保全に関する取組》

- ・ 農業用ため池が有する農業用水の供給機能を確保しつつ、防災・減災対策の強化を図るため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、データベースの整備や公表など、農業用ため池の情報を適時適切に管理する取組を実施しました。

[農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策]

- ・ 農業生産の維持や農業経営の安定を図るため、農業水利施設の耐震化やため池の決壊防止に向けた整備など、防災・減災対策を推進するとともに、災害発生時には、被災した農地・農業水利施設等の迅速な復旧により、早期の営農再開が可能となるよう、災害復旧技術者の人材育成を推進しました。

《防災ダムの整備》

- ・ 洪水による農地・農業水利施設等の被害を未然に防止するため、農地防災ダムの改修などを行う「道営防災ダム事業」（継続2地区）を実施しました。

《機能低下した農業水利施設の整備改修》

- ・ 農地・農業水利施設の災害を未然に防止するため、改修などが必要な農業水利施設の整備を行う「道営用排水施設等整備事業」（新規2地区、継続4地区）を実施しました。

《農地等の機能保全対策》

- ・ 農地の土壌浸食や崩落防止を図るため、排水路等の整備や農地及び用排水路等の機能回復工事などを行う「道営農地保全整備事業」（継続1地区）を実施しました。

《地すべり等防止対策》

- ・ 地すべり等防止法に基づき、国が指定する「地すべり防止区域」における農地・農業水利施設の地すべり災害を未然に防止するため、地表水・地下水排除施設等の整備などを行う「道営地すべり対策事業」（継続1地区）を実施しました。

《ため池の防災・減災対策》

- ・ 地震及び豪雨災害の防止や施設の機能低下に起因する被害防止を図るため、ため池の整備改修を行う「道営ため池整備事業」（継続1地区）及び「道営防災重点農業用ため池緊急整備事業」（継続2地区）を実施しました。

《農業水利施設等の危機管理機能の向上》

- ・ ため池や農業水利施設等が被災した場合に大きな被害が想定される地域において、農業水利施設等の危機管理機能を向上させるため、排水ポンプの整備などを行う「道営ため池等農地災害危機管理対策事業」（継続1地区）を実施しました。

《農地海岸の保全対策》

- ・ 「海岸法」に基づき津波や高潮、波浪等による被害から国土を保全するとともに沿

岸農地の保全により農業経営の安定を図るため、海岸保全施設の整備を行う「道営海岸保全施設整備事業」（継続9地区）を実施しました。

《防災施設及び区域の適正な管理》

- ・ 農地海岸施設、地すべり防止施設及び農地防災ダムの機能の維持・確保を図るため、適期の保守点検、整備補修などを実施しました。

《農地・農業水利施設等の災害復旧対応》

- ・ 令和5年（2023年）7月から9月の豪雨により被災した農地4箇所、農業水利施設5箇所について、翌年の営農に支障とならないよう、事業主体の市町村や関係団体に応急工事や災害復旧工事に係る指導・助言を行うなど、早期復旧に向けた支援を実施しました。

(2) 優良農地の確保と適切な利用の促進

- ・ 優良農地の確保と荒廃農地の発生防止・解消を図るため、「北海道農業振興地域整備基本方針」（令和3年（2021年）5月変更）に基づき、農地の農用地区域への編入の促進と除外の抑制などを通じ、計画的な土地利用を推進しました。
- ・ 新たな農地施策に関し、地域計画や目標地図の作成に係る具体的な事務の進め方等について、市町村や農業委員会、農業協同組合や土地改良区等の関係機関への指導・助言を行いました。
- ・ 農地の出し手となる経営体や地域ぐるみの農地の集積・集約化の取組に対して、「機構集積協力金」を交付しました。
- ・ 担い手への農地の円滑な利用集積による農地利用の効率化及び作業効率の向上を図るため、分散している農地の集団化を図る「交換分合事業」の啓発や、換地の実施予定地区における経営体の意向調査などを行う「経営体育成促進換地等調整事業」が円滑に行われるよう指導・助言を行いました。

(3) 戦略的な技術の開発と普及・定着

- ・ 道総研や企業、大学、国等の研究機関が連携し、豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興や、環境と調和した持続的農業を展開するための技術の開発を推進するとともに、開発された技術の迅速な普及を推進しました。
- ・ 道のホームページや、誰でも参画可能なスマート農業推進協議体のメールマガジン等の情報発信機能を活用し、新技術情報やイベント開催情報等を幅広く紹介しました。
- ・ 農業大学校の研修機能を活用し、農業協同組合や市町村職員等を対象として、座学に加え、自動操舵装置を装備したトラクターの実走体験や可変施肥マップの作成体験、ロボットトラクタの見学などを総合的に組み合わせた「ICT農作業機実践研修」、「リモートセンシング実践研修」及び「ロボットトラクタ実践研修」を実施するとともに、農村女性を対象にスマート農業技術を体験してもらう「農村女性のスマート農業技術体験に関する運転操作等体験研修」を開催しました。
- ・ 道内で取り組まれている「スマート農業実証プロジェクト」による技術実証に対し、試験結果の分析・検証などを支援しました。
- ・ 各地域の実情に応じたスマート農業技術の導入を進めるため、全道44か所の農業改良普

及センター本・支所に設置した「スマート農業相談窓口」を通じて、スマート農業の相談に対応しました。

- ・ スマート農業機械を導入予定の農業者等を対象に、導入への疑問を解消するため「スマート農業機械導入相談会」を開催しました。
- ・ 種馬鈴しょ生産における病株抜き取り作業の負担軽減を図るため、ICTを活用した生産技術の実証に取り組みました。
- ・ 衛星データ等を活用し雑草部分をピンポイントで草地更新する技術や酪農経営における搾乳ロボット等の省力化機械の普及を推進しました。
- ・ 道総研、農業改良普及センター及び総合振興局・振興局（以下「振興局等」という。）が連携し、地域農業が抱える課題解決に向けて取り組むため、各振興局等に設置する「地域農業技術支援会議」による地域ニーズへの迅速な対応を行うとともに、営農技術対策の発信や地域ニーズに対応した普及活動を通じて、地域農業を総合的に支援しました。
- ・ 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るうえで、必要な情報通信環境を整備する取組を支援するため、市町村や土地改良区、農業協同組合を事業主体として「情報通信環境整備対策」（新規5地区、継続2地区）を実施しました。

2 安全・安心な食料の安定生産の確保

道民の健康の保護や消費者に信頼される安全・安心な食品の生産及び供給に資する取組を推進しました。

(1) 安全・安心な食品づくりの推進

- ・ 「第4次北海道食の安全・安心基本計画」（平成31年3月策定）に基づき、生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進しました。
- ・ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（平成17年北海道条例第9号）の適切な運用を図りました。なお、遺伝子組換え作物の栽培の許可申請や届出はありませんでした。
- ・ 肥料・農薬、動物用医薬品及び飼料が適正に流通、販売及び使用されるよう、それぞれの関係法令に基づき、製造・販売業者や生産者等に対する検査・指導などを実施しました。
- ・ 食の安全・安心に関する理解を深めるため、リスクコミュニケーションを実施し、道民意見の把握に努めました。
- ・ 食品の表示に関する関係法令等の普及啓発に努め、適正な表示を促進するとともに、食品の表示に関する監視体制を充実しました。
- ・ 道産食品の表示などについて意見を提言する「道産食品全国モニター」を全国46都府県に1名ずつ配置し、道外で販売されている道産食品の表示状況などの調査を行いました。
- ・ 農産物検査制度の適正な運用や米トレーサビリティ法等に基づく米穀取扱事業者等への指導及び普及啓発を行いました。
- ・ 牛海綿状脳症の発生を予防するため、牛トレーサビリティ法に基づく国が行う指導などに必要な協力を行い、法の遵守事項の確実な履行を促進しました。

(2) 食料等の安定生産体制の整備

[需要に応じた生産体制の強化]

消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力ある農産物の計画的かつ安定的な生産を図るため、基本技術の徹底やICT技術の活用などによる生産性の向上や省力化、水田のフル活用、耕畜連携、適正な輪作体系の維持・確立などを基本に、生産体制の強化に向けた取組を推進しました。

《稲作》

- ・ 道及び地域の「農業再生協議会」が主体となって、「生産の目安」を設定し、農業者や関係機関・団体、集荷業者、行政等が一体となりオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進するとともに、小麦や大豆など需要のある作物の生産や高収益作物である野菜などの園芸作物への定着化に向け、地域の実情に応じた畑地化を推進しました。
- ・ 稲作・麦作総合改善研修会等を通じ、適切な栽培管理の推進と水稻の安定生産、麦の生産性向上に向けた取組を推進しました。
- ・ 水田農業における低コスト・省力化生産技術を普及するため、水稻低コスト・省力化生産技術研修会を開催しました。

《畑作》

- ・ 農業者や関係者を対象とした講習会において、品質を重視した適期収穫や病害虫防除などの技術情報を普及するなど、良質豆類の安定生産を推進しました。
- ・ 畑作産地において、病害虫の発生リスクの低減や需要のある作物への転換、労働力不足等の課題に対応するため、病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立や労働負担軽減、環境に配慮した生産体系の確立、種馬鈴しょの安定供給の取組を支援しました。
- ・ 農業者を対象とした講習会等を通じ、化学肥料や農薬の低減技術、緑肥やたい肥等を活用した土づくり、直播等の省力化技術の導入など、てん菜の低コストで省力的な生産体制の確立に向けた取組や耐病性品種の導入を推進しました。
- ・ 砂糖の消費拡大を図るため、砂糖に関する正確な情報を発信するためのPRイベントの開催やパンフレットの配布、小学校での出前授業などを実施しました。
- ・ 農業者を対象とした講習会等を通じ、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の導入拡大や種子用馬鈴しょの品質向上を推進しました。
- ・ 馬鈴しょでん粉の消費拡大を図るため、パネル展を開催し、PRパンフレットの配布などを実施しました。

《野菜》

- ・ 新規野菜や特定野菜の産地化の推進や指定野菜等価格が著しく低下した場合の補給金の交付など生産・出荷の安定化に向けた対策などを総合的に実施しました。
- ・ 次世代施設園芸北海道拠点において得られた知見など高度な環境制御を活用した施設園芸について、現地見学会やフォーラム等に関係団体とともに開催し、生産性の高い施設園芸の地域展開を推進しました。
- ・ 近年、道内で栽培が拡大し、今後新たな戦略作物となる可能性を有する北海道の新顔作物（にんにく、さつまいも、らっかせい）の産地化を推進しました。
- ・ 新顔作物の飲食店への需要喚起のため、北のめぐみ愛食レストランや麦チェンサポ

ーター店など、道内の飲食店等（計50店舗）と連携し、新顔作物を使用したメニューフェアを実施しました。

- ・ 新顔作物について、産地や実需者の結びつきの強化を図り、継続的な販路の確保に向けて、生産者や実需者を参集した意見交換会を開催しました。
- ・ 新顔作物の認知度向上のため、パンフレットやポスター等のPR資材を作成・配布したほか、特設ホームページやSNSでの情報発信に取り組みました。

《果樹》

- ・ 「北海道果樹農業振興計画」や、産地自らが策定した「果樹産地構造改革計画」の推進に向けて、国の果樹経営支援対策を活用し、需要に応じた品目・品種への改植や園地の整備などの取組を支援しました。
- ・ ニーズが見込まれる品種の栽培モデル園の設置など、高品質な果実の安定生産に向けた取組を支援するとともに、りんごの省力的な栽培技術等を学ぶ講習会を開催しました。

《花き》

- ・ 道産花きの生産拡大を図るため、花きの生産、流通、販売、文化等の幅広い関係者で構成される「北海道花き振興協議会」が取り組む省力化・高収益化栽培技術や、流通段階の品質管理技術の導入実証、道産花きの展示イベント、職場や自宅で動画を見ながら制作体験ができるフラワーアレンジメント講座、小学校における花育や福祉施設における園芸体験などの取組を支援しました。
- ・ 北海道の花き産業の発展のため、栽培技術の導入実証や消費拡大など、花き産業関係者と連携し、生産から流通・消費拡大までに至る取組を支援しました。
- ・ 花のある暮らしや花の消費拡大を図り、北海道らしい花文化を創出するため、道や企業・団体の参加により、道産の花を使った花束を周囲に見えるように持って街を歩く「北海道フラワーウォーク」を実施しました。
- ・ 職場内に安らぎと潤いを与えるとともに、花き産業を応援するため、道産花きの最盛期である7月から9月に道庁内の執務室内に道産花きを展示する「花いっぱいプロジェクト」を実施しました。

《酪農》

- ・ 配合飼料価格高騰対策として、国の配合飼料価格安定制度に加入している道内の畜産経営に対し、生産者積立金相当額を支援しました。
- ・ 自給飼料基盤に立脚した安全・安心で良質な生乳の生産や、家畜改良の促進による乳牛の遺伝的能力の向上とその能力を最大限発揮する飼養管理の徹底による生産性の向上、搾乳ロボット等の導入による省力化を推進しました。
- ・ 北海道に適した放牧技術の普及や乳牛のベストパフォーマンスの実現をサポートする取組など、安全・安心で良質な生乳生産や、本道の豊かな自給飼料基盤に立脚した酪農を確立するための取組を実施しました。
- ・ 良質な自給飼料の生産基盤の維持・拡大を図るため、自給飼料の増産などに取り組む道内の酪農経営に対して支援しました。

《肉用牛》

- ・ 道内における和牛の生産拡大を推進し、和牛の産地としての地位向上を図るとともに

に、ゲノミック評価を活用した繁殖雌牛群の更なる造成と優良種雄牛の作出を推進しました。

《中小家畜》

- ・ めん羊の優良種畜の確保や人工授精技術者の育成など、種畜供給体制の強化を推進しました。

《軽種馬等》

- ・ 軽種馬の全国最大の産地である日高及び胆振地域を中心に、優良繁殖牝馬の導入や放牧地の整備など、強い馬づくりに向けた取組を推進しました。
- ・ 重種馬について、種雌馬の改良増殖や繁殖奨励などの取組を推進しました。

[農業生産工程管理などの推進]

- ・ 農業者の経営改善に効果のあるGAPの実践を拡大するため、研修会の開催や指導体制の整備を行いました。
- ・ 国際基準GAPの認証の取得を推進するため、認証取得に係る経費を支援しました。
- ・ 農作業事故を防止するため、関係機関と連携し、農業者等の意識の向上や地域における安全運動の推進を図るための研修会を開催するなど、安全指導の取組を支援しました。

[農産物の生産・流通の効率化・合理化]

- ・ 生産コストの低減や高収益作物の導入、付加価値向上等による産地の競争力強化、地域ぐるみの収益性の向上、地域の生産基盤の強化に向けた生産・流通体制の整備を推進しました。
- ・ 品質保持や低コスト輸送体制の構築など、農産物の流通体制の高度化を推進しました。
- ・ 地域の条件に対応した集送乳体制の整備や生乳の効率的な輸送手段の確保、乳業施設や食肉処理施設の合理化などを促進しました。

[自給飼料生産基盤の強化]

- ・ 自給飼料を活用した畜産経営の安定を図るため、草地整備や草地改良など地域に応じた草地の植生改善や飼料生産組織の育成、耕畜連携、放牧の普及などを推進しました。

[農業生産資材の安定供給]

- ・ 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（平成31年北海道条例第1号）に基づき、優良品種の普及や主要農作物等の優良品種の種子の安定生産と円滑な供給を推進しました。
- ・ 燃料価格高騰の長期化を踏まえ、燃料費の負担が大きい施設園芸の農業者のエネルギー転換に向けた取組を促進するとともに、燃料価格高騰や高温の影響を受けにくい生産基盤を確立するため、施設園芸の省エネルギー化や暑熱対応に必要な機器等の導入を支援しました。
- ・ 燃油・ガス価格の高騰に対する補填金の交付により燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を支援しました。
- ・ 肥料や農薬等の農業生産資材の安定供給を図るため、価格や流通量等の情報の収集に取り組みました。

[防疫対策の推進]

- ・ 農作物の病害虫に対する精度の高い発生予察情報の提供やこれらに基づく適期防除を推進するとともに、新たな病害虫の迅速かつ確実な植物防疫対策を推進しました。

- ・ 重要病害虫であるジャガイモシロシストセンチュウの適正な防除の実施やまん延防止の指導などを実施しました。
- ・ 家畜伝染病の発生予防とまん延防止を継続的に推進するとともに、生産段階での衛生管理対策を強化しました。

3 環境と調和した農業の推進

みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動や、クリーン農業・有機農業のほか、鳥獣による農作物被害防止対策を推進しました。

(1) 環境保全型農業の推進

- ・ みどりの食料システム法に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定（31件）を行ったほか、「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」に「特定区域」の設定（1地区）を行いました。
- ・ 北海道カーボンファーム推進協議体が実施主体となって「北海道カーボンファーム推進フォーラム」を開催したほか、メールマガジンによる情報発信や、参画者同士の情報共有の場の提供を行いました。
- ・ 「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」（令和2年3月策定）に基づき、クリーン農業への理解促進やクリーン農業技術の開発・普及、YES!cleanの取組を推進しました。
- ・ 「北海道有機農業推進計画（第4期）」（令和4年3月策定）に基づき、生産面では有機農業への参入・転換の促進や有機農業技術の開発・普及を図るとともに、消費面では有機農産物等に対する理解の醸成や販路の確保などにより、有機農業の取組を推進しました。
- ・ 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬の低減と環境保全効果の高い営農活動の取組を支援しました。
- ・ 農業用廃プラスチックの適正処理の徹底や、環境への影響に配慮した適正施肥の普及、家畜排せつ物の適正管理など、環境負荷低減に向けた取組を推進しました。
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金等を活用し、有機農業産地づくり（1地区）やバイオ液肥の利用促進（4地区）、バイオマス産地消施設整備（3地区）の取組を支援しました。

(2) 鳥獣による農作物等被害防止対策の推進

- ・ エゾシカなどの野生鳥獣による農業被害の防止を図るため、地域が行う捕獲活動や農用地への侵入防止柵の整備、捕獲したエゾシカの有効活用などの総合的な取組を支援しました。

第2 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立

1 国内外の食市場への販路の拡大

食市場の変化やニーズの多様化などに対応して、国内外の需要を喚起し、取り込むため、ブランド力の強化や輸出を含む農産物等の販路拡大を図りました。

(1) ブランド力の強化

- ・ 地域ごとに特色ある農産物や食品づくりを進め、様々な機会を活用し、国内外への情報発信を推進しました。
- ・ 北海道米の消費拡大や北海道米のブランド力の向上に向けた「北海道米プロモーション」を展開しました。
- ・ 道産花きの消費拡大により生産・流通・販売といった関連産業の活性化を図るため、北海道花き振興条例（令和2年北海道条例第81号）で定めた「北海道花の日」に向けて、7月25日に赤れんが庁舎前庭で「HOKKAIDO+1 毎日の生活にお花をプラス（8月7日は北海道花の日）」キャンペーンを実施しました。
- ・ ホクレン農業協同組合連合会（以下「ホクレン」という。）「くるるの杜」やホームページ等で行う道産果実の素晴らしさの情報発信などを支援しました。
- ・ 「日本ワイン」の表示制度の施行や、地理的表示（GI）制度による「北海道」の指定など、需要が拡大しているワイン用ぶどうの単収の向上や品質の安定を図るため、関係機関と連携し、ワイン用ぶどう生産力向上現地講演会（せん定技術講習会）を実施しました。
- ・ 本道の恵まれた草地資源を活用した多様な肉用牛品種の生産とともに、適度な脂肪交雑や赤身主体の牛肉や北海道和牛等の道産牛肉の需要拡大とブランド化を推進しました。
- ・ 道産農産物・食品のブランド力の強化に向け、YES!clean表示制度や道産食品独自認証制度（きらりっぷ）、道産食品登録制度などの道独自の表示・認証制度や、地理的表示（GI）保護制度の普及を推進しました。
- ・ 国産水準GAPの指導者育成を進め、現地研修会等を通じ農業者への普及活動を推進し、GAP認証農産物の生産拡大を推進しました。

(2) 農産物等の輸出促進

- ・ 「北海道食の輸出拡大戦略〈第Ⅱ期〉」（平成30年（2018年）12月策定）に基づき、品目に応じた商流の形成や関係団体と連携し、プロモーション活動を通じた新たな市場開拓など、輸出促進に向けた取組を総合的に推進しました。
- ・ 米について、中国における、展示会への出展や飲食店・業務用向けの卸売業者を対象とした商談会の実施、コンビニでの北海道米を使った弁当のフェア開催などを行い、販路拡大に取り組みました。
- ・ 日本酒について、フランスと中国における展示会への出展や香港での試飲品評イベントのほか、ライブコマースによるテスト販売などに取り組みました。
- ・ 牛肉について、米国で飲食店及びECサイトでの北海道産和牛のフェアを行うとともに

に、タイで和牛と交雑種の商談会を開催し、北海道産牛肉の認知度向上による販路拡大などに取り組みました。

- ・ 家庭食需要に対応した青果物等について、シンガポールと香港のスーパーでの販売フェアや、台湾での料理教室やSNSを活用したメニュー提案などを行いました。
- ・ 牛乳乳製品の輸出拡大に向けて、国の補助事業を活用し、新たな物流の構築に取り組む民間企業等の取組への支援や、認定品目団体との連携体制の構築に取り組みました。
- ・ 輸出に向けて積極的に取り組む農業者等が輸出産地を形成できるよう、輸出事業計画の策定等の取組を支援しました。
- ・ 食品製造事業者が行う輸出先国等の規制・条件に対応した施設等の整備を支援しました。

2 地域資源を活かした新たな価値の創出

地域ぐるみで取り組む6次産業化や関連産業との連携強化など地域資源を活かした新たな価値の創出を推進しました。

(1) 地域ぐるみの6次産業化の推進

- ・ 6次産業化等に取り組もうとする農林漁業者等を対象に、経営感覚を備えた人材を育成するため、「6次産業化等人材育成研修会」を実施しました。

(2) 関連産業との連携の強化

- ・ 北海道野菜に対する多様な消費者・実需者ニーズに対応するため、加工・業務用野菜の生産拡大の取組を推進しました。
- ・ 地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実など、観光分野と連携した農村ツーリズムの取組を促進しました。

第3 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

1 農業経営体の安定・発展

農業・農村に多様な人材が定着し活躍できるよう、家族経営を始めとする農業経営体の経営安定・発展を図りました。

(1) 家族経営などの経営体質の強化

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するため、認定農業者制度により、農業経営改善計画の認定事務を行うとともに、農業者の抱える課題解決に向けて、北海道農業経営相談所（道が公益財団法人北海道農業公社に設置）の専門家の活用を推進しました。
- ・ 「人・農地プラン」に位置付けられた経営体に対し、経営改善等に必要な農業用機械・施設の導入を116地区で支援しました。
- ・ 意欲の高い担い手の法人化を推進するため、道内各地で家族経営の法人化をテーマとしたセミナーや個別相談会を開催しました。
- ・ 農業者が自然災害による収量の減少や市場価格の下落などの様々なリスクに備える意識を高め、無保険の状態とならないよう関係団体と連携し、収入保険制度及び農業共済制度の普及推進活動を実施しました。
- ・ 経営意欲と能力のある農業の担い手が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるよう、農業関係制度資金の円滑な融通及び農家負担軽減のための利子補給を行うとともに、農業者の債務を保証する農業信用保証保険制度の円滑な運営を支援しました。
- ・ 意欲と能力がありながら、経営環境の変化などにより負債の償還が困難になっている農業者に対し、営農負債の借換などに必要な「農業経営負担軽減支援資金」や「畜産特別支援資金」等の融通、地域の関係機関・団体による指導・支援、負担軽減のための利子補給などの負債整理対策を推進しました。
- ・ 既住の土地改良負担金の軽減を図るため、償還が困難な事業地区がある土地改良区等に対し、償還の平準化を行うための資金が無利子となるよう利子補給を行うとともに、担い手への農用地の利用集積や土地利用の高度化に積極的に取り組む地区の土地改良区等に対して利子の一部を助成しました。

(2) 組織経営体の育成・発展

- ・ 弁護士を講師に迎えた「農業経営リーガルセミナー」を開催し、法務的な観点での経営継承や複数戸法人の設立、ファンドを活用した資金調達などについて情報提供を行いました。

2 農業経営を担う人材の確保・定着

新規就農者や経営感覚を備えた農業経営者、地域をリードする女性農業者など農業経営を担う人材の確保・定着を図りました。

(1) 新規就農者の育成・確保

- ・ 将来的に農業を職業として選択する人材を育成・確保するため、高校生や大学生等の若者に対し、職場見学や出前授業を通じた農業経営者等との交流など、農業の魅力を伝えるとともに、SNSを活用した新規就農などに関する情報発信を行うなど、就農への動機付けとなる取組を実施しました。
- ・ 農業の内外からの新規就農を促進するため、北海道農業担い手育成センターによる地域農業の特徴や就農支援制度、研修受入農業者等に関する情報提供やオンラインによる就農相談会等の開催、就農コーディネーターによる就農希望者に対する相談活動などの取組を支援しました。
- ・ 新規就農希望者が円滑かつ確実に就農し、早期に農業経営が確立できるよう、地域の幅広い関係者が連携して、就農準備段階から経営開始後まで一貫して支援する地域の受入体制を充実するとともに、地域で実施する生産技術等の実践的な研修などの取組を支援しました。
- ・ 就農に向けて、農業経営に必要な知識や技術を習得するため、農業大学校等での研修教育を行いました。

(2) 経営感覚を備えた農業経営者の育成

- ・ 初期投資の負担軽減や就農直後の所得の確保など、経営の安定化に向けた取組や、就農初期の不安解消や技術支援に向けて、農業者や関係機関など地域でサポートする取組を推進しました。
- ・ 就農後における経営の早期安定を図るため、農業大学校における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導に取り組みました。
- ・ 優れた経営感覚を備えた農業経営者を育成するため、経営力や技術力を向上させる「北海道農業経営塾」などの研修教育を行いました。
- ・ 国際化の進展にあわせて幅広い視野を有する青年農業者等を育成するための研修を支援しました。

(3) 地域をリードする女性農業者の育成

- ・ 農業経営における女性参画を推進するとともに、女性農業者の技術や経営などの資質向上を図るセミナー等の取組を推進しました。
- ・ 女性のネットワーク活動の強化や女性農業者の活躍に向けた意識啓発などを通じて、男女ともに能力を発揮できる環境づくりに取り組みました。
- ・ 地域における農業活動への女性参画を推進するため、地域をリードする女性農業者を育成し、農業委員や農業協同組合の役員への女性登用などを促進しました。

3 地域で経営体を支える組織の育成・強化

営農支援組織や農業団体等、地域で経営体を支える組織の育成・強化を図りました。

(1) 営農支援組織の育成・強化

- ・ 生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、農作業受託組織やTMRセンター等の経営体を支えるシステムづくりを推進しました。
- ・ 農作業受託組織やTMRセンターなどの安定的な運営を図るため、オペレーター等の人材の確保と技術・能力の向上とともに、スマート農業技術や新たな生産システムの円滑な導入を推進しました。
- ・ 酪農ヘルパー事業を円滑に推進するため、利用組合が実践している酪農ヘルパーの待遇改善など事例を周知し、酪農ヘルパーの定着化や要員の確保に取り組みました。
- ・ オペレーターの確保を図るため、繁忙期の異なる鹿児島県の農作業従事者や退職自衛官を受け入れる取組について、コントラクター組織連絡協議会等に情報提供しました。

(2) 農業団体の機能の充実

- ・ 農業協同組合や農業共済組合等、農業関係機関・団体の運営基盤の強化や機能の充実が図られるよう取り組みました。

【農業協同組合】

- ・ 経営・財務の改善が必要と認められる組合に対し、ヒアリングを実施するとともに、北海道農協合併推進本部委員会の構成員として、組合の合併方策等の協議に参画するなど、経営基盤の強化や合併の推進に向けた効果的な指導・監督を行いました。
- ・ 法令に基づく定期的な検査を踏まえて、組合の経営管理体制等に対する改善指導を実施しました。

【農業共済組合】

- ・ 収入保険や農業共済等の農業保険事業を実施している北海道農業共済組合の適正かつ円滑な事業運営を図るため、事業の実施状況の把握や国の監督指針に基づく助言・指導を実施しました。

【農業委員会】

- ・ 農業委員会において、「農地法」や「農業経営基盤強化促進法」、「農業委員会等に関する法律」などの円滑かつ適正な運用を促進するとともに、農地利用の最適化や優良農地の確保、地域計画の策定に向けた取組を推進しました。

【土地改良区】

- ・ 土地改良区の組織運営や施設管理体制の再編整備を進めるほか、財務状況の明確化など運営基盤の強化に向けた総合的な取組を推進しました。
- ・ 土地改良区の組織運営基盤の強化が図られるよう、国等の関係機関と構成する協議会において、財務の改善や男女共同参画の推進などの土地改良区が直面する課題について、組織・運営体制に応じた対応策の検討を行い、指導・助言を実施しました。
- ・ 原油価格の高騰による電気料金の値上がりにより、農業水利施設に係る維持管理費が増大したことから、農業水利施設が適切に維持管理され、土地改良区の安定的な運営が図られるよう、電気料金の値上がり分を支援しました。
- ・ 法令に基づく定期的な検査を踏まえて、適正な組織・業務運営の確保に対する改善指導を実施しました。

4 地域農業を支える多様な人材の活躍

地域農業の担い手を支える多様な人材の受入と働きやすい環境づくりの普及啓発を図りました。

(1) 誰にとっても働きやすい環境づくりの推進

- ・ 農業の担い手を支える雇用人材の確保を図るため、道のホームページ内に「農業の人材確保 お助け情報サイト」を開設し、農業者が安定的に雇用人材を確保する上で重要な「働きやすい職場環境の整備」などに関する情報をテーマごとにまとめ、普及啓発を図りました。

(2) 多様な人材の受入

- ・ 地域の潜在的な人材の受入や、地域外からの人材の受入を進めるため、1日単位で働ける農業アルバイトアプリの利用促進に向けた農産物直売会等の地域イベントでのPR活動や、退職予定自衛官を対象とした農業インターンシップへの支援、繁忙期が異なる鹿児島県との雇用人材の融通を推進したほか、これらの取組について情報発信しました。
- ・ 農福連携を推進するため、振興局に設置した窓口での相談対応に加え、優良事例を紹介するセミナーや道立農業大学校での特別講座、農業現場で実践的なアドバイスを行う農福連携技術支援者育成研修を開催したほか、農業見学会・体験会を実施しました。
- ・ 外国人材の円滑な受入れのため、農業団体と連携し、特定技能外国人の受入れに当たっての課題整理や働きやすい環境づくりを目的に実施したモデル事業の検証結果を普及したほか、農作業請負方式による技能実習の実施に対する支援や、外国人材の受入れに関する優良事例調査に取り組みました。

5 快適で安心して暮らせる生活の場づくり

所得と雇用機会の確保や生活環境の整備など快適で安心して暮らせる生活の場づくりを推進しました。

(1) 所得と雇用機会の確保

- ・ 中山間地域等において、多様な経営体が生産条件に関する不利を補正しつつ、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援しました。
- ・ 農業者を含む地域の多様な主体が地域ぐるみで連携して、食・滞在・体験等を提供する農村ツーリズムを推進しました。
- ・ 「北海道バイオマス活用推進計画」（平成25年12月策定）に基づき、地域の特性を踏まえたバイオマスの効率的な活用システムの構築を促進するとともに、地域資源を活用したバイオマス発電などの再生可能エネルギーの生産と地域内活用について意識改革・理解醸成等を推進しました。
- ・ 「北海道家畜排せつ物利用促進計画」（令和3年3月策定）に基づき、家畜排せつ物を良質な堆肥、液肥やエネルギーとして利用促進を図るなど、関係機関が連携して指導・助言を行い、適正な管理及び有効活用を推進しました。

(2) 快適で安全な生活環境の整備

- ・ 飲雑用水施設の整備により快適で住みよい農村生活環境を創出するため、「中山間地域農業農村総合整備事業」（新規1地区、継続2地区）を実施しました。
- ・ 農村地域における生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、し尿・生活雑排水等の汚水を処理する施設や、汚泥や処理水等の循環利用を行う施設の整備などを行う「農業集落排水事業」（新規2地区、継続17地区）を実施しました。

第4 道民の理解に支えられる農業・農村の確立

1 愛食運動の総合的な展開

農業・農村に対する道民理解を促進し、本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、地産地消や食育等を総合的に推進する愛食運動に取り組みました。

(1) 食育の推進

- ・ 食育に関する情報共有と連携の促進を図るため、食育に関わる様々な団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」を開催するとともに、地域における食育の推進体制を整備するため、総合振興局・振興局において、市町村食育推進計画の作成促進や、地域の関係団体が連携する食育推進ネットワークを活用した市町村や関係団体との情報交換を行いました。
- ・ 地域の特性を活かした食育を推進するため、団体等の要請に従って北海道食育推進コーディネーター等を派遣するとともに、各コーディネーターの活動状況や道の取組状況の共有を図るため、「北海道食育推進コーディネーター会議」を開催し、意見交換を行いました。
- ・ 道内の食育活動を促進するため、「第10回北海道食育推進優良活動表彰」を実施し、積極的な食育活動により、道内の食育の推進に貢献している4団体等を表彰するとともに、受賞者をはじめとする優れた取組を広く紹介するため、事例発表会を開催しました。
- ・ 高齢者の健康推進のため、道内1地域で高齢者を対象にしたシニア向け食育講座を開催するとともに、食育のポータルサイトである「元気もりもり！どさんこの食育」において、食育及び食品ロス削減の取組（どさんこ愛食食べきり運動）に関する情報の充実を図りました。
- ・ 食品ロス削減月間（10月）に合わせて、道議会及び本庁舎でパネル展を開催したほか、学生を主な対象として食品ロス削減のためのセミナーの開催とアーカイブ配信を行うとともに、大学等での出前講座や年末年始食べきりキャンペーンを実施し、広く道民に対して食品ロス削減の普及啓発を行いました。
- ・ 多くの道民に本道の食の豊かさを感じてもらおうとともに、地域固有の食文化や伝統食などの継承に向け、令和6年（2024年）3月末現在、143名の「食づくり名人」と49名の「伝承名人」を登録し、名人の方々の持つ豊富な知識や経験、技術等を広く公開しました。

(2) 地産地消の推進

- ・ 道産食材を使用したこだわりの料理を提供する「北のめぐみ愛食レストラン」などの外食事業者と連携し、道産食材を使った特別メニューを提供するフェアを開催しました。
- ・ 道産農産物等の消費拡大に向けて、商談会やイベントに出展しPRを行うほか、Facebookなどの媒体を活用して北海道の食に関する情報を発信しました。
- ・ 道内流通関係者等と連携した愛食の日（どどん食べよう道産DAY）の普及啓発に取り組みました。

- ・ 農業団体等と連携し、米や小麦などの道産農産物の消費拡大・利用転換に取り組みました。
- ・ 「北海道米販売拡大委員会」が行う北海道米の需要拡大に向けた取組への支援を始め、農業団体や流通団体等とともに構成する「北海道米食率向上戦略会議」を中心とした地域のイベントでのPR活動や、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等と連携したプロモーションなど、北海道米の消費拡大や道内食率の維持・向上に向けた取組を実施しました。
- ・ 本道の新顔作物を農業者と飲食店をはじめパンや菓子等の製造事業者とのマッチングを進め、新たなメニューの開発や商品の提供に取り組みました。

2 地域住民が一体となって創る活力ある農村

多面的機能の発揮などに向けて地域住民が一体となって進める活力ある農村づくりを推進しました。

(1) 地域住民による農村づくり

- ・ 人口減少や高齢化に伴い、地域の活力低下が懸念される農村地域において、農地や土地改良施設が有する多面的機能の発揮と地域住民活動の活性化を図る取組を推進しました。
- ・ 中山間地域等の土地改良施設や農地等の利活用を通じた地域住民活動の活性化を図るため、「北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業」により、活動団体（継続3地区）に対し、地域住民による地域資源を活かしたビジョンの作成やワークショップの開催、地元の食材を活用した「地域食」の開発・普及等の取組を支援するとともに、地域住民活動を推進する「北海道ふるさと・水と土指導員」を新たに2名委嘱し、指導員（令和6年（2024年）3月31日現在、合計53名）を対象とする研修会等を開催しました。

(2) 多面的機能の発揮促進

- ・ 農業・農村は、食料の供給機能とともに、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的機能を有しており、その利益を将来にわたって広く国民が享受できるように、多面的機能の発揮に向けた取組を推進しました。
- ・ 農用地や水路など地域資源の適切な保全管理や質的向上を図るための地域の共同活動、施設の長寿命化のための活動、生産条件の不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するための取組などを支援しました。
- ・ 水産資源の保護や自然生態系の保全を図るため、魚類等の移動を妨げるなど、河川の生態系に影響を及ぼしている落差工や急流工等の河川横断工作物を対象とした魚道施設の整備・改修を行う「地域用水環境整備事業（単独魚道整備）」（新規1地区、継続2地区）を実施しました。

3 道民コンセンサスの形成

都市・農村交流や農業・農村の魅力の発信など道民コンセンサスの形成促進を図りました。

(1) 都市・農村交流の促進

- ・ 新たに農村ツーリズムに取り組む地域の掘り起しや取組地域の意識醸成を図るため、国との共催により「農泊」に係る交付金の活用に向けた説明会等を開催しました。
- ・ 農泊及び農村ツーリズムの取組を一層推進するため、関係機関や農泊地域等で構成する「北海道農泊推進ネットワーク会議」を活用し、新型コロナウイルスの第5類移行に伴う増加が見込まれるインバウンド対策や、令和5年度（2023年度）より本格運用されるインボイス制度等の情報提供及び、情報交換を行いました。
- ・ 道内の取組を広く周知するため、SNSを活用し情報発信するほか、道と農村ツーリズム連携事業を締結している札幌大谷大学の学生が作成した農泊地域PRポスターを北海道どさんこプラザの羽田空港店（東京都）やあべのハルカス店（大阪府）等に展示し、北海道農泊地域の魅力を発信しました。

(2) 農業・農村の魅力の発信

- ・ 都市住民との交流に意欲的な「ふれあいファーム」を、新たに1農場登録しました。
- ・ 道民と農業者の架け橋となる情報誌「confa（コンファ）」を発行し、農業・農村に関する話題や地域の意欲的な農業者の取組を紹介するとともに、SNSを活用して情報を発信しました。
- ・ マスメディアを活用したPR活動や小・中・高校生向けの食育動画の作成・公開など、「農業・農村ふれあいネットワーク」が実施する農業・農村に関する多様なコンセンサスづくりの取組を支援しました。
- ・ Facebook「どどん食べよう北海道」において、北海道の旬の食材や各地で開催されるイベント情報などを発信しました。

第5 地域農業・農村の「めざす姿」に向けた主な取組

1 空知地域

(1) 水稻を基本とした複合経営の確立と農家所得向上

- ・ 高品質な空知産米の安定生産に向けた技術指導や研修会等を実施しました。
- ・ 北海道四季マルシェで「空知フェア」を開催したほか、「北海道花の日」に管内の商業施設で「そらちの花」を配布するなど、空知産農産物のPRを実施しました。
- ・ 水稻直播栽培や高密度播種短期育苗移植など、低コスト・省力化技術の普及を推進しました。
- ・ 「空知型輪作」や野菜・花き等を含めた複合経営を推進するため、各作物の高位安定生産に向けた技術指導を実施しました。

(2) 担い手の育成と多様な人材の確保

- ・ 次代の農業経営を担う後継者や法人従業員、新規参入者へのスマート農業や省力化品目を学ぶための研修会を開催しました。
- ・ 農福連携のモデル農家を選定し、体験会や関係者会議、視察を行うなど定着に向けたサポートを実施しました。

(3) 空知農業を支える基盤整備とスマート農業の推進

- ・ スマート農業の実現に向けた農地整備事業（経営体育成型）等を計画的に実施しました。
- ・ 管内の農業関係機関・団体が構成員となっている「空知スマート農業推進協議会」において、シンポジウムの開催やアーカイブの作成などにより、先進的な技術の情報共有・普及を行いました。

(4) 持続可能で活力に満ちた農村の確立

- ・ 管内関係機関に北海道農泊推進ネットワーク会議への参画を呼びかけ、農泊地域のネットワークの構築を図りました。
- ・ 農業・農村の多面的機能な農地の維持や地域資源の質的向上のための協同活動を支援しました。

2 石狩地域

(1) 担い手や多様な人材の確保の取組

- ・ 新規就農者の確保を図るため、就農希望者を石狩管内へ呼び込み、収穫などの農作業を体験することによって、具体的な就農イメージを抱くことができるよう短期農業体験ツアーを実施しました。
- ・ 新規就農者の定着を目的に指導農業士・農業士会と連携し、担い手フォーラムを開催しました。

- ・ 石狩農業における高齢化や労働力不足等の課題解決手段として期待されるスマート農業技術の普及・推進のため、管内の活用事例や技術情報を紹介するスマート農業セミナーを、ホクレン札幌支所、石狩管内指導農業士・農業士会の協力のもと開催しました。

(2) 都市近郊農業を活かした取組

- ・ 管内で生産される食材や魅力ある農産物、加工品の情報を広く発信するため、野菜ソムリエコミュニティ札幌と連携し、現地研修会や料理講習会を実施したほか、将来シェフ等を目指す若い世代に石狩農業への理解や愛着を持ってもらうよう、生産現場とともに農作業や調理を行う食育教室を開催するなど、「農」と「食」を繋ぐ多様なサポーターづくりを推進しました。
- ・ 管内の市町村や農業協同組合と協力し誕生した、米とブロッコリーを主軸にしたおむすび「いしかり8」のPRや石狩産農産物の消費拡大などのため、ホクレン札幌支所と連携し、キッチンカーによる販売を定期（8市町村分計8回）に行いました。
- ・ 石狩地域の特産品のひとつでもある「花」の魅力と産地を広く認知してもらうため、市町村の協力の下、観光スポットでストーリー動画を撮影し、公開しました。

3 後志地域

(1) 多様な担い手や人材の確保・育成

- ・ 新規就農者等の知識・技術の向上と交流を深めるため、新規就農者・研修生等交流会を開催しました。
- ・ 若手農業者の技術習得と交流を図ることを目的に、専門的な研修を行うための農業ゼミナールを開催しました。
- ・ 大学生を対象に管内の農業施設の視察等を実施しました。
- ・ 管内の指導農業士・農業士の資質を向上させるための研修会を実施しました。

(2) 生産基盤等の整備と生産性・作業性の向上

- ・ 農地の大区画化等を行うための農業農村整備事業を実施しました。
- ・ 管内のスマート農業の普及に向けて、女性農業者向けにスマート農業の研修会を行いました。
- ・ ジャガイモシストセンチュウまん延防止に向けた取組として、農業協同組合の要請により種馬鈴しょほ場での自主検査の協力を行いました。

(3) 高付加価値化農業の推進

- ・ 倶知安農業高校（馬鈴しょ・畜産）、真狩高校（トマト・ミニトマト）、留寿都高校（馬鈴しょ）のJGAP認証取得を支援しました。
- ・ 農産物の販売活動におけるマーケティングや農業者の資質向上、地域間連携の促進を目指すことを目的とした「販売活動レベルアップ講座」を開催し、その一環として受講生が「しりべし食商談会2023」に出展し、リゾートホテルの調達担当者等、食の関係者にPRを行いました。

